

寝屋川市条例第 53 号

寝屋川市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項の規定に基づき、保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(救護施設等の設備及び運営に関する基準)

第2条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）及び次項に定めるところによる。

2 救護施設等においては、寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）をその運営に関与させてはならない。

(医療保護施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 医療保護施設の設備及び運営に関する基準は、医療法（昭和23年法律第205号）その他の医療に関する法令及び次項に定めるところによる。

2 医療保護施設においては、暴力団等をその運営に関与させてはならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。